

令和2年度

安城市補正予算書

第 8 7 号議案

令和 2 年度安城市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 2 年度安城市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 7 1 9, 7 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 1, 5 5 9, 3 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 2 年 9 月 1 日提出

安城市長 神 谷 学

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		38,653,571	△600,000	38,053,571
	5 市民税	16,100,500	△600,000	15,500,500
65 国庫支出金		9,234,666	112,450	9,347,116
	5 国庫負担金	6,254,434	92,900	6,347,334
	10 国庫補助金	2,944,323	19,550	2,963,873
70 県支出金		4,573,179	△62,003	4,511,176
	5 県負担金	2,238,383	△7,130	2,231,253
	10 県補助金	1,915,602	△54,873	1,860,729
75 財産収入		123,688	0	123,688
	5 財産運用収入	68,476	0	68,476
80 寄附金		80,721	1,931	82,652
	5 寄附金	80,721	1,931	82,652
90 繰越金		1,500,000	50,742	1,550,742
	5 繰越金	1,500,000	50,742	1,550,742
95 諸収入		1,942,622	6,750,589	8,693,211
	25 雑入	1,689,193	6,750,589	8,439,782
99 市債		4,140,000	△534,000	3,606,000
	5 市債	4,140,000	△534,000	3,606,000
歳 入 合 計		75,839,612	5,719,709	81,559,321

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		5,808,368	6,741,722	12,550,090
	5 総務管理費	4,539,427	6,741,722	11,281,149
15 民生費		26,474,802	143,720	26,618,522
	5 社会福祉費	11,486,041	137,968	11,624,009
	10 児童福祉費	13,562,237	5,752	13,567,989
20 衛生費		6,915,957	△18,604	6,897,353
	10 環境費	3,650,604	△18,604	3,632,000
30 農林水産業費		1,463,982	△12,970	1,451,012
	5 農業費	1,463,982	△12,970	1,451,012
35 商工費		2,160,670	△156,000	2,004,670
	5 商工費	2,160,670	△156,000	2,004,670
40 土木費		12,828,821	△314,427	12,514,394
	10 道路橋りょう費	2,554,256	△215,500	2,338,756
	15 河川費	823,065	△20,000	803,065
	20 都市計画費	6,836,399	△78,927	6,757,472
45 消防費		2,179,433	3,000	2,182,433
	5 消防費	2,179,433	3,000	2,182,433
50 教育費		14,207,123	△666,732	13,540,391
	5 教育総務費	1,122,254	△11,831	1,110,423
	10 小学校費	2,877,400	△5,570	2,871,830
	15 中学校費	734,654	△44,500	690,154
	20 幼稚園費	589,648	7,400	597,048
	25 社会教育費	1,964,311	△28,435	1,935,876
	30 保健体育費	6,918,856	△583,796	6,335,060
歳 出 合 計		75,839,612	5,719,709	81,559,321

第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
15 民生費	10 児童福祉費	錦保育園改修事業	453,400	令和2年度	272,040	293,400	令和2年度	172,040
				令和3年度	181,360		令和3年度	121,360
50 教育費	30 保健体育費	北部学校給食施設整備事業	3,048,000	令和元年度	1,219,200	2,548,000	令和元年度	1,219,200
				令和2年度	1,828,800		令和2年度	1,328,800

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	小学校施設改修事業	29,000 千円

第4表 債務負担行為補正

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト推進事業	令和2年度～令和3年度	千円 17,500

追 加

事 項	期 間	限 度 額
シティプロモーションデジタルコンテンツ制作事業	令和2年度～令和3年度	千円 10,000
市税コールセンター事業	令和2年度～令和5年度	70,000

第5表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園改修事業	千円 342,000	普通貸借 又は 証券発行	%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 231,000	左に同じ	%	左に同じ
里荒畑5号線道路整備事業	45,000		4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)		19,000			
姫小川藤井線・居林橋道路整備事業	78,000		55,000					
北部学校給食施設整備事業	1,370,000		996,000					

